



島根県報

平成30年7月20日（金）

号外 第 102 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第515号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	三隅井野長浜線	浜田市櫛田原町475番43地先から同番41地先まで	前	メートル 5.00～ 23.00	メートル 145.90	道路改良工事 拡幅
			後	6.35～ 23.00	145.90	
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2342番20地先から同番17地先まで	前	5.45～ 31.76	101.45	道路改良工事 拡幅
			後	10.86～ 31.76	82.49	

島根県告示第516号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	吉田邑南線	邑智郡邑南町山田569番87地先から同地先まで	前	メートル 8.17～ 10.97	メートル 11.40	災害復旧工事 拡幅
			後	8.17～ 10.97	11.40	
"	川本波多線	邑智郡美郷町乙原696番7地先から同632番地先まで	前	3.90～ 27.90	696.00	県央県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	9.40～ 45.40	696.00	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町和田1650番1地先から同地先まで	前	13.68～ 34.73	140.90	道路改良工事 拡幅
			後	13.68～ 47.25	140.90	

島根県告示第517号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田邑南線	邑智郡邑南町山田569番87地先から同地先まで	メートル 11.40	平成30年7月20日	県央県土整備事務所	